

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

## 令和 5 年度監査委員監査結果報告の提出について

(都市整備局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

### 第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

都市整備局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

### 第 3 監査の対象

#### 1 対象事務

都市整備局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行

- ・ 主に直近事業年度（令和 4 年度に完成・完了したもの）を対象とした。

#### 2 対象所属

都市整備局

## 第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 請負工事や業務委託が適正に施行されないため、工事目的物や委託成果品の性能や品質が確保されず、工事費の不当請求や対策費用の支出により損害が生じるリスク	ア 整備計画等に沿って施設を設計し、設計図書を適切に作成しているか。[設計]	—
	イ 積算基準等に従い、適正に積算を行っているか。[積算]	指摘事項1
	ウ 受注者が適正に契約を履行していることを確認しているか。[施工]	指摘事項2 指摘事項3
	エ 検査基準に従い、適正に検査しているか。[検査]	指摘事項4 指摘事項5
	オ 発生した事故の原因や再発防止策が情報共有されているか。	—
(2) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	指摘事項1 指摘事項2

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

## 第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

## 第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

### 1 積算をチェックする仕組みについて改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

大阪市営住宅建築工事積算要領（令和4年4月 都市整備局）（以下「積算要領」という。）には、「複数の単価要素から構成されるものは、代価表を作成する」こととされている。（図表－1参照）

また、都市整備局は積算内容の不備をチェックする体制・仕組みを整え、過去の監査で積算誤りの指摘を受けた事項についても、速やかに是正し、改善に努めている。

図表－1 オリフィス桝の代価表の参考例

名称	単位	数量	単価	金額
コンクリート打設	立法メートル	〇〇	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
型枠	平方メートル	〇〇	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
鉄筋	キログラム	〇〇	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
足掛金物	個	〇〇	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
合計				〇〇〇,〇〇〇

(注) 代価表は、複数の単価要素（コンクリート打設、型枠、鉄筋、足掛金物）から構成されている。

[現状]

実地調査において、都市整備局に積算内容の不備をチェックする体制・仕組みはあるか確認したところ、担当課の決裁によりチェックをする体制を設けているとのことであった。

しかし、対象案件の積算内容を横並びで比較していくと、同じ規模のオリフィス桝の金額に差が生じているものが検出された。

都市整備局にオリフィス桝の積算内容について確認したところ、建築工事（抽出番号4）において、オリフィス桝の代価表を作成する過程で足掛金物（図表－2参照）の数量が間違っていたとのことであった。

図表－2 オリフィス桝の足掛金物の参考例



[原因]

積算要領等は随時改訂されているものの、積算結果を検算するチェックリストが整備されておらず、検算機能が十分果たされていなかったことが原因である。

[リスク]

積算誤りにより受注者の適正な選定に支障を来すリスク、市民からの信頼が低下するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1]

1. 都市整備局は、積算結果を検算するチェックリストを作成すること。
2. 都市整備局は、上記チェックリストを活用する仕組みを構築すること。

## 2 過積載の改善指示について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

工事請負契約書第10条第2項、第4項に、監督職員は、契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人への指示は、原則として、書面により行わなければならないとしている。

過積載防止対策要領（令和3年4月 都市整備局）（以下「対策要領」という。）10.改善措置では、「本市監督職員は、工事現場及び記録書類等で過積載を確認した場合、積載量の徹底管理及び再発防止に向けた取組の強化について、受注者へ書面にて改善を指示する」としている。

都市整備局では、平成21年度の監査で、「工事受注者が過積載について積載注意を受けていたにもかかわらず、その後の残土運搬においても過積載が継続的に行われ、改善が見られなかった」ことの指摘を受け、対策要領を作成している。

[現状]

実地調査において、都市整備局に過積載への対応について確認したところ、監督職員が過積載を確認した場合、書面により指示し、工事受注者から改善報告書を受け取っているとのことであった。

しかし、対象案件の工事現場からの搬出状況を確認していくと、建築工事（抽出番号4、13）において、過積載の改善指示が口頭で行われていたが、速やかに書面による改善指示が出来ておらず、工事受注者から改善報告書を受け取っていたものの、繰り返し過積載が起きており、実効性のある指導が出来ていなかった。

なお、改善報告書が工事受注者から、抽出番号4が9枚、抽出番号13が14枚提出されていた。

[原因]

監督職員が工事受注者へ口頭で改善指示をしたことで、工事受注者から改善報告書が提出されており、過積載の発生原因と改善内容を確認できたため、改善指示の手法について誤認していたことが原因である。

[リスク]

過積載について定められた手法により適切に対応しないことで、交通事故に発展するリスク、工事受注者の道路交通法違反による市民からの信用が低下するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2]

1. 都市整備局は、監督職員に対し、工事請負契約書第10条第2項、第4項の内容を研修により周知徹底を図ること。
2. 都市整備局は、監督職員に対し、対策要領に沿って工事現場及び搬出記録書類等で過積載

を確認した場合、工事受注者へ書面により実効性のある改善措置を指示することの周知徹底を図ること。

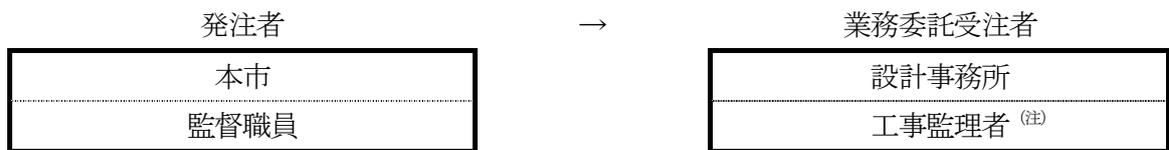
3. 都市整備局は、過積載に対する改善指示が工事受注者に対して適正に実行されていることがチェック出来る仕組みを構築すること。

### 3 工事監理の業務委託契約内容を適正に履行するよう改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

都市整備局では、監督職員の監督業務を補完するため、図表－3のとおり、工事監理業務委託を行っている。

図表－3 工事監理業務委託の参考例

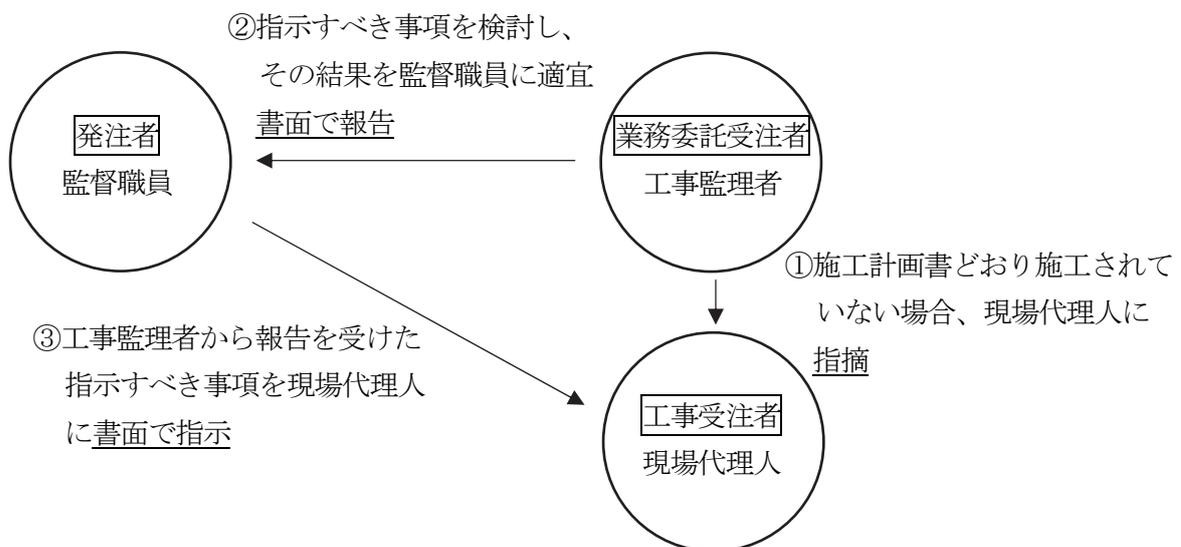


(注) 工事監理者は、業務委託受注者が定める工事監理業務における管理技術者を指す。

工事監理業務委託共通仕様書（都市整備局）では、工事監理者（業務委託受注者）は、現場代理人（工事受注者）から提出を受けた施工計画書の内容の確認や、工事の施工状況の立会・確認を行うこととしている。また、工事監理者は、工事現場において受注者が施工計画書どおり施工していないことを確認した場合、現場代理人に指摘（①）するとともに、指示すべき事項を検討し、その結果を監督職員（発注者）に適宜書面で報告（②）することとしている。

また、監督職員は、工事監理者から報告を受けた指示すべき事項を現場代理人に書面で指示（③）することとしている。（図表－4参照）

図表－4 工事現場において不備が確認された場合の監督職員、工事監理者、現場代理人の指示系統



[現状]

実地調査において、対象案件の施工計画書と施工状況を確認していくと、建築工事（抽出番号 10）において、解体工事の施工計画書に、「大きく粉砕したコンクリートガラは、小割機により破砕し、鉄筋や他の産業廃棄物と区別し、約 300 ミリメートル以下に小割りし集積する」<sup>(注)</sup>と書かれていたが、小割りが出来ていない工事写真を検出した。

都市整備局に工事監理者から監督職員に不備が報告されていたか確認したところ、工事監理者から監督職員に不備が報告されていなかった。

(注) コンクリートガラを小割りし集積することは、工事受注者の企業努力であり、本市はその費用を計上していない。

[原因]

監督職員が工事監理者に対し、施工計画書どおり施工されていない状況を報告する指導を徹底していなかったことが原因である。

[リスク]

工事受注者が施工計画書どおり施工していないことについて、工事監理者が監督職員に報告しないことにより、施工ミスや事故の発生につながり、ひいては市民の信頼が低下するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 3]

1. 都市整備局は、監督職員に対し、工事監理業務委託共通仕様書の内容を研修により周知徹底を図ること。
2. 都市整備局は、工事現場において施工計画書どおり施工されていない状況が監督職員に的確に報告されるよう、工事監理者に指導を徹底する仕組みを構築すること。

#### 4 請負工事成績評定の適正な運用について改善を求めたもの

[ルール、あるべき状況等]

請負工事成績評定要領（令和 4 年 3 月 契約管財局）（以下「成績評定要領」という。）には、大阪市が発注する請負工事の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とし、監督又は検査で確認した事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとされている。

[現状]

実地調査において、都市整備局に採点方法を確認したところ、成績評定要領に基づき職員が的確かつ公正に評定を行っているとのことであった。

しかし、「2 過積載の改善指示について改善を求めたもの」で過積載を検出した建築工事（抽出番号 4、13）において、的確かつ公正に評定が行われているか確認したところ、抽出番号 13 の工事において、図表 5 のとおり評価対象項目の「過積載防止に十分取り組んでいる。」にチェックを入れ評価していた。

図表－5 成績評定（抽出番号 13）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）			
考査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	■ <sup>(注)</sup>	■ <sup>(注)</sup> ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、月に1回以上活動し、記録が整備されている。
		■	■②店社パトロールを月に1回以上実施し、記録が整備されている。
		■	■③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には是正指示している。
		■	■⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。
		■	■⑭「施工プロセスチェックリスト」のうち、安全対策について指示事項が無い。又は指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□⑮その他

(注) 考査項目別運用表では、工事内容に応じて評価すべき項目の場合、対象欄で■としてチェックし、適切に実行されていれば、評価対象項目欄で■としてチェックし、実行されていなければ、□としてチェックしないこととしている。

また、令和4年度に事故が発生した電気工事（抽出番号 16）、建築工事（抽出番号 17、18）において、的確かつ公正に評定が行われているか確認したところ、図表－6のとおり、抽出番号 16 の工事では法令遵守等の項目で減点していたが、抽出番号 17 及び 18 の工事においては法令遵守等の項目で減点しておらず、評定内容にばらつきがみられた。

事故内容は、以下のとおりである。

■ 電気工事（抽出番号 16）

本工事は、中学校の便所の改修工事を行うものであるが、工事受注者が作業中に使用していた蚊取線香を消火したと誤認し、資材置場に保管したところ、蚊取線香が消えておらず、ブルーシートに燃え移り、資材及び周辺の落ち葉に延焼した。この影響で4時間目の授業が中断した。

■ 建築工事（抽出番号 17）

本工事は、外壁の改修工事を行うものであるが、工事受注者が外部足場を設置していた際に、高さ約8メートルの足場から誤って単管を落下させ、足場付近に駐車していた施設管理者の軽自動車を破損させる事故が発生した。

■ 建築工事（抽出番号 18）

本工事は、外壁の改修工事を行うものであるが、工事受注者が校舎に設置していた工事用足場材の解体作業を行っていたところ、単管 2 本を高さ約 4 メートルの足場から地上へ受け渡しする際、不注意により工事作業エリア内の地面に接触させ、地中の給水管を壊し、断水する事故が発生した。

図表－6 成績評定（抽出番号 16、17、18）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
	点数	措置内容
7. 法令遵守等	●	該当無し
	○ -20 点	1. 指名停止 3 か月以上
	○ -15 点	2. 指名停止 2 か月以上 3 か月未満
	○ -13 点	3. 指名停止 1 か月以上 2 か月未満
	○ -8 点	5. 文書注意
	○ -5 点	6. 口頭注意
抽出番号 17、18 は減点していなかった。	● -3 点	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合
抽出番号 16 は減点していた。		

①本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表 1 から 7 の措置があった」場合に適用する。

②から④（略）

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. から 13.（略）
14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた。工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15. 受注者から契約書第 8 条の 3 第 2 項に定める期間内に書類が提出されなかった。
16. その他 理由： 16 は「その他」に該当すると判断し、減点していた。

17、18 は適応事例のいずれにも該当しないと判断し、減点していなかった。

[原因]

成績評定要領に規定されている項目・細別ごとの採点方法について、統一的な評価基準や事例マニュアルがなく、個々の職員に評価の判断を委ねていたことが原因である。

#### [リスク]

成績評定要領に規定されている項目・細別ごとの採点結果にばらつきが生じることで、的確かつ公正な成績評定がなされず、受注者の適正な選定及び受注者の指導育成に支障を来すリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

#### [指摘事項4]

1. 都市整備局は、的確かつ公正な成績評定を実施するために、成績評定要領に規定されている項目・細別ごとの採点方法について、評定を行う個々の職員にばらつきが生じないように、統一的な評価基準等を策定し、評定を行う職員に評価基準等を周知徹底すること。
2. 都市整備局は、成績評定要領に沿った事務手続が適正に実行されていることをチェックできる仕組みを構築すること。

### 5 支払における検査調書の作成について改善を求めたもの

#### [ルール、あるべき状況等]

大阪市契約規則（昭和39年規則第18号）（以下「契約規則」という。）第51条<sup>(注)</sup>では、支払いは検査調書に基づくとしている。

(注) 大阪市契約規則

- 第51条 検査を完了したときは、検査職員は、検査調書を作成しなければならない。
- 2 前項の検査に係る契約の代金は、検査調書に基づかなければ支払うことができない。
- 3、4 (略)

また、契約管財局が公表している検査調書（参考様式）について確認したところ、検査調書は、契約管財局として必要と考える項目を網羅したものであり、契約の内容や各所属の検査体制等、必要に応じて変更することは可能とのことであった。

#### [現状]

実地調査において、都市整備局に適切に検査調書を作成して支払いを行っているか確認したところ、支払いは契約規則に基づいて検査調書を作成し事務を行っているとのことであった。

しかし、対象案件の検査調書が適切に作成されているか支払い書類を確認したところ、市設建築物の整備保全を行う「市設建築物整備保全業務委託（長期継続）」の機械改修工事設計業務（抽出番号38）、電気改修工事設計業務（抽出番号43）（以下「保全業務委託の指示業務」という。）において、検査調書を作成しておらず、業務完了報告書と業務完了確認書が一体となった検査調書に代わる都市整備局独自の様式をもとに支払いが行われていた。この様式は、契約管財局が参考に示す検査調書の必要項目を網羅していなかった。（図表－7参照）

図表－7 都市整備局独自の様式<sup>(注)</sup>と検査調書(参考様式)の比較

都市整備局独自の様式	検査調書(参考様式)	
業務完了報告書	事業請負検査調書	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 件名</li> <li>■ 指示番号</li> <li>■ 指示年月日</li> <li>■ 委託期限</li> <li>■ 指示額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業名称 ■ 契約番号 ■ 契約の相手方</li> <li>■ 工事・納入場所</li> <li>■ 工事・納入期限</li> <li>■ 完成・完納・中間出来高基準日</li> <li>■ 契約金額 ■ 検査合格高 ■ 出来高歩合</li> <li>■ 検査年月日 ■ 添付書類</li> </ul>	} 必要項目
業務完了確認書		
検査担当の決裁欄	検査担当の決裁欄	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 検査職員(押印のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 検査職員(所属・補職名・氏名・押印)</li> <li>■ 検査職員を直接補助する係長 (補職名・氏名・押印)</li> <li>■ 検査補助者(氏名・押印)</li> </ul>	} 適宜変更 可能
事業主管の決裁欄	事業主管の決裁欄	

(注) 都市整備局の「保全業務委託の指示業務」でのみ使用されている様式で、それ以外の請負工事、業務委託は検査調書(参考様式)が使用されている。

[原因]

保全業務委託の指示業務においては、年間約 800 件の業務の実施を指示していることから、業務の効率化を図るべく都市整備局独自の様式を使用して支払い事務を行ってきたとのことであった。

しかし、都市整備局独自の様式について、契約管財局や都市整備局内での確認を行っておらず、その結果として検査調書の必要項目を網羅できていない独自の様式に基づく支払いとなり、これを継続してきたことが原因である。

[リスク]

検査調書を作成せず支払いを継続することにより、市民への説明責任が果たせないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項5]

都市整備局は、検査職員に対し保全業務委託の指示業務についても、適正に検査調書を作成するよう周知徹底を図ること。

## 第7 その他

### 留意すべき事項

都市整備局を対象にした工事監査は、平成24年度以来、約10年ぶりに実施したものである。

監査対象案件は、令和4年度に完成した請負工事を2%、業務委託を1%の抽出率で選定し、監査を実施したが、改善が必要な事態が全部で10件検出された。

さらに、工事の安全管理において、都市整備局が発注した請負工事の事故等に関する報道発表件数が、令和4年度は7件あり、市民が不安を抱く可能性を懸念する。

これらから、都市整備局においては、本監査を機に、監査対象案件以外にも改善事項がないか、事故につながる安全管理の不備がないかなどを主体的に再点検し、品質向上を図るよう取組を強化されたい。

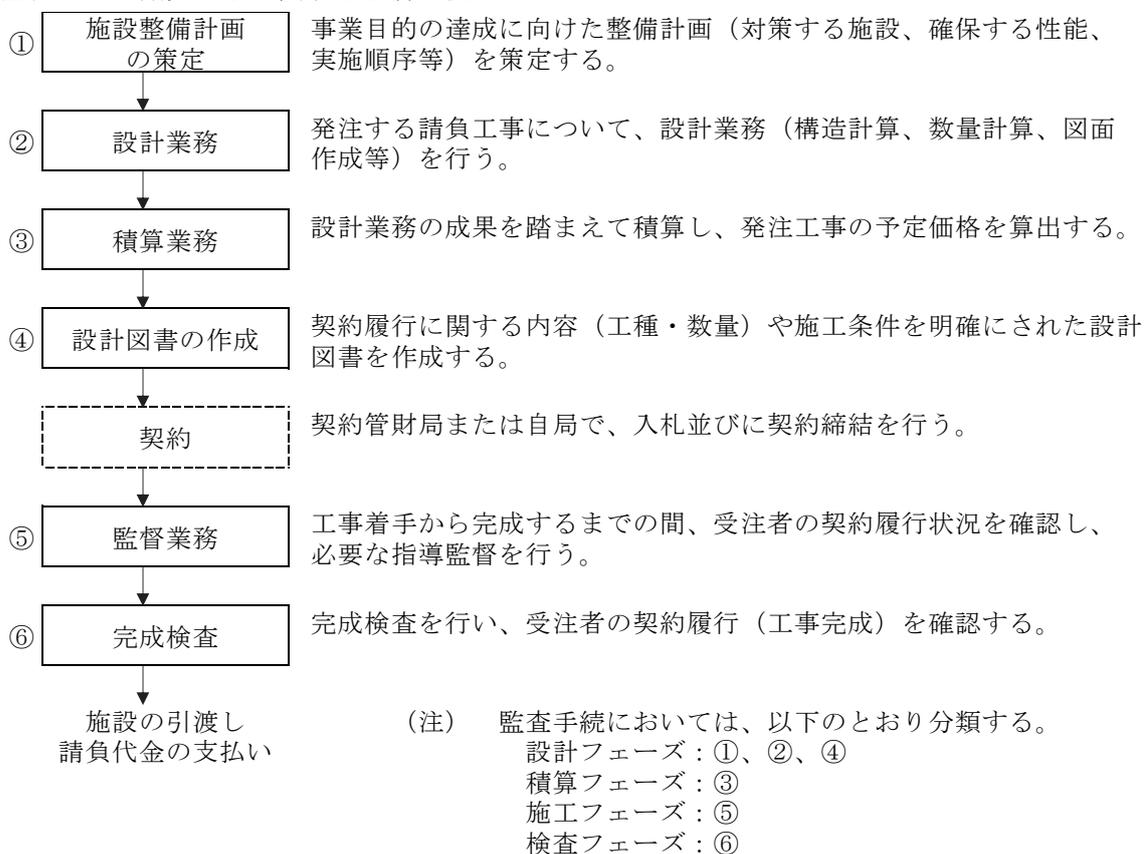
また、都市整備局はこれまで指摘事項の是正、改善に取り組んでいるが、過去に実施した監査で指摘した事項が本監査でも検出されている。整備したマニュアルや仕組みの運用が形式的にならないよう、不断の見直しを図り、品質改善に努められたい。

## 参考

### 1 請負工事に関する事務の流れ

都市整備局における請負工事に関する事務については、図表－８のとおり実施されている。

図表－８ 請負工事に関する事務の流れ



## 2 監査対象案件（請負工事、業務委託）

令和4年度に完成した請負工事（1,023件）と業務委託（1,283件）の中から、適正に施行されていない場合に想定されるリスク（図表－9参照）を踏まえ、図表－10に示すとおり、監査対象案件を選定した。

なお、請負工事、業務委託それぞれの抽出状況は、図表－11、12のとおりである。

図表－9 請負工事並びに業務委託において想定されるリスク

分類	抽出理由	想定されるリスク
契約	契約金額が高額なもの	・工種が多く、ミスが発生する可能性が高くなる恐れがある ・工事費への影響が大きくなる恐れがある
	落札率が高いもの	・工事費への影響が大きくなる恐れがある
	落札率が低いもの	・粗雑工事（手抜き施工）が発生する恐れがある
	設計変更があるもの	・適切な設計金額が設定されていない恐れがある
	工期延期があるもの	・適切な工期が設定されていない恐れがある
	随意契約しているもの	・競争性が働かず、落札率が高くなる恐れがある
入札	一者入札案件	・契約条件が適切に設定されていない恐れがある
	性能発注（事業者に委ねる部分が多い）	・履行確認が不十分となり、施設の性能等が確保できなくなる恐れがある
工事内容	特殊な材料・工法を使用するもの	・特殊材料や特殊工法の必要性を検証していない恐れがある ・特殊工法に対する積算ミスが生じる恐れがある ・特殊工法に対する履行確認に不備が生じる恐れがある
その他	工事成績評定点が低いもの <sup>(注)</sup>	・出来形、出来ばえ等の工事品質が低下する恐れがある
	社会的に影響の大きいもの	・事業が適切に進捗しなければ、市民生活に支障をきたす恐れがある（地震対策・老朽化対策等） ・事業が適切に進捗しなければ、社会的な影響が生じる恐れがある（万博関連等）
	不適正施工や事故の発生によりリスクが顕在化したもの	・再発防止策が継続的に実施されていないければ、不適正施工や事故が再発する恐れがある

(注) 工事成績評定点65点未満の成績があった者については、翌年度の受注可能本数が減となり、工事成績評定点60点未満のとき2か月入札参加停止措置が行われる。

(「契約管財局発注工事に係る受注可能本数の制限要領」「大阪市競争入札参加停止措置要綱」)

図表-10 本監査の対象案件（請負工事、業務委託）

抽出番号	種別	請負工事・業務委託名称
1	建築	長吉長原東第4住宅39号館建設工事
2	機械	長吉長原東第4住宅39号館給水衛生設備工事
3	電気	長吉長原東第4住宅39号館電気設備工事
4	建築	西島住宅23号館建設工事
5	機械	西島住宅23号館昇降機設備工事
6	電気	西島住宅23号館電気設備工事
7	建築	豊仁小学校便所改修工事
8	機械	豊仁小学校便所改修衛生設備工事
9	電気	豊仁小学校便所改修電気設備工事
10	建築	（仮称）新普通科系高等学校整備工事
11	機械	（仮称）新普通科系高等学校整備機械設備工事
12	電気	（仮称）新普通科系高等学校整備電気設備工事
13	建築	水都国際中学校・高等学校西学舎建設その他工事
14	機械	水都国際中学校・高等学校西学舎建設その他機械設備工事
15	電気	水都国際中学校・高等学校西学舎建設その他電気設備工事-2
16	電気	西淀中学校便所改修電気設備工事
17	建築	城東屋内プール外壁改修工事
18	建築	神路小学校外壁改修その他工事
19	土木	放出駅前周辺地区放出駅前2号線ほか1舗装修繕工事
20	建築	加美東第1住宅6号館屋上防水改修工事
21	建築	長柄東住宅6号館外壁部分改修その他工事
22	機械	住吉住宅（2・4・8から11号館）排水管改修工事
23	機械	堀江中学校移転整備機械設備工事
24	機械	天王寺動物園ペンギン・アシカ舎建設機械設備工事-2
25	電気	西喜連住宅第2地区区画道路1・3・4号線電気設備工事
26	電気	西中島幼稚園外壁改修その他電気設備工事
27	電気	南港北1ほか3件防災行政無線設備工事
28	土木	令和4年度平野区西喜連住宅内道路ほか2路線道路等設計業務委託
29	建築・ 設備 <sup>(注)</sup>	住吉市民病院跡地に整備する新病院等建設工事設計（建築・設備） 業務委託
30	建築・ 設備	中央体育館天井改修その他工事設計（建築・設備）業務委託2

抽出番号	種別	請負工事・業務委託名称
31	建築・設備	大阪市役所本庁舎屋上防水改修その他工事ほか3件設計 (建築・設備) 業務委託
32	建築・設備	東成区保健福祉センター分館外柵改修工事ほか4件設計 (建築・設備) 業務委託
33	建築	西島住宅23号館建設工事監理業務委託
34	設備	西島住宅23号館設備工事監理業務委託
35	建築	長吉長原東第4住宅3・6号館解体撤去工事 設計業務委託
36	建築	平野中学校ほか1校長寿命化改修工事設計業務委託
37	建築	西三国第2住宅1号館建設工事 設計業務委託
38	機械	鯉江幼稚園空調設備改修工事(東エリア)【設計】
39	機械	咲くやこの花館空調改修設備工事設計業務委託
40	機械	天王寺動物園ペンギン・アシカ舎建設工事監理業務委託
41	電気	舞洲障がい者スポーツセンター非常用発電設備改修工事監理 業務委託
42	電気	長居陸上競技場ほか1施設ナイター照明設備改修工事基本設計 (設備) 業務委託
43	電気	長居球技場受変電設備改修工事に係る設計業務(南エリア)【設計】

(注) 種別における設備は、機械と電気の総称

図表-11 対象案件の抽出状況(請負工事)

種別	対象工事		抽出工事		抽出率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
土木	9	569,320,400	1	9,451,200	11%	1%
建築	489	56,001,653,400	10	13,621,956,700	2%	24%
機械	261	8,145,885,400	8	1,863,095,300	3%	22%
電気	264	7,268,065,860	8	1,325,355,900	3%	18%
合計	1,023	71,984,925,060	27	16,819,859,100	2%	23%

図表-12 対象案件の抽出状況(業務委託)

種別	対象業務委託		抽出業務委託		抽出率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
建設コンサル タント	1,283	4,628,289,384	16	667,150,330	1%	14%